

趣旨

「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版（平成31年3月4日文化審議会国語分科会）」の普及を図る。

事業の実施イメージ

(a) 教育課程の
検討※

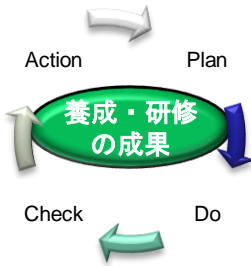
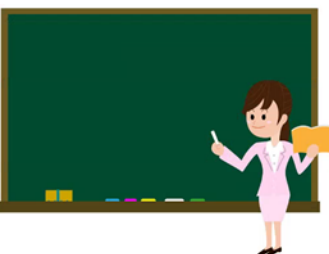
(b) 教材の検討・
開発※

(c) 養成・研修の実施※
(d) その他関連する取組

(e) 事業全体の
成果の評価※



カリキュラム等開発委員会



※が付された取組の実施は必須

募集受付期間

令和4年1月20日（木）必着

事業対象期間

予算成立後の契約締結日

～令和5年3月3日（金）

- ※ 原則として単年度での取組を対象。
- ※ 最大3年計画での実施が可能。
- ※ 計画の際の目安期間（令和4年4月中旬～令和5年3月3日以内）

募集対象事業

委託事業対象経費の上限

※自己調達分を除く。

(1) 日本語教師の養成カリキュラム開発（対象：これから日本語教師を目指す者）

- ① 大学における日本語教師養成課程（主専攻）45単位以上
- ② 大学における日本語教師養成コース（副専攻）26単位以上
- ③ 民間等における日本語教師養成研修（420単位時間以上）

→ 1事業につき **600万円** を上限とする。

(2) 日本語教育人材の研修カリキュラム開発（対象：既に日本語教育に携わる者）

- ① 「生活者としての外国人」に対する日本語教師【初任】研修
- ② 留学生に対する日本語教師【初任】研修
- ③ 児童生徒等に対する日本語教師【初任】研修
- ④ 就労者に対する日本語教師【初任】研修
- ⑤ 難民等に対する日本語教師【初任】研修
- ⑥ 海外に赴く日本語教師【初任】研修
- ⑦ 日本語教師【中堅】に対する研修
- ⑧ 日本語教育コーディネーター（主任教員）に対する研修
- ⑨ 日本語学習支援者に対する研修

→ 1事業につき **450万円** を上限とする。

※ 1事業を複数年計画で実施する場合も、複数年の事業経費予定額の合計が上限額（600万円又は450万円）を超えないこと。